

泉佐野市有価物集団回収活動報償金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、ごみの減量化と資源有効利用を図るとともに、ごみ問題に対する市民の意識の向上に資するため、泉佐野市町会連合会加入の町会及びこれに準ずるもの（自治会組織を有しおおむね50世帯以上のもの。以下「団体」という。）が自主的に行う有価物集団回収活動に対し、報償金を交付することについて必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において有価物とは、市内の家庭から排出される一般廃棄物で資源として再利用できるもののうち市が資源ごみとして収集している品目のものをいう。

(団体の登録)

第3条 報償金の交付を受けようとする団体は、泉佐野市有価物集団回収実施団体登録申請書兼変更届を市長に提出し、市の審査を受けなければならない。また申請内容等に変更が生じた場合は、すみやかに変更届を提出しなければならない。

(集団回収の実施)

第4条 登録団体は、半年に2回以上、1点以上の有価物の集団回収活動を実施し、登録団体が管理する集積場所へ取りまとめ、原則として、泉佐野署管内再生資源・金属くず事業組合加盟の回収業者に引渡し、所定の専用伝票に記入・押印を受けなければならない。この場合において、集団回収活動の回数は、その実施団体による回収方法の形態に係わらず、回収業者に引渡した回数とする。

なお、1日に有価物を複数回にわたり回収業者に引渡した場合、1回の活動とみなす。

(報償金の額)

第5条 報償金の額は、前条に規定する活動1回につき、2,000円とする。

ただし、月額4,000円を上限とする。

(交付申請)

第6条 登録団体は、原則として当該年度分の泉佐野市有価物集団回収活動報償金交付申請書に所定の専用伝票を添えて、市長が定めた期日までに提出するものとする。

(報償金の交付)

第7条 市長は、前条の交付申請があった場合はその内容を審査し、適当と認められるときは当該団体に対して報償金を口座振込みにより交付するものとする。

(報償金の返還)

第8条 市長は、報償金を交付した団体が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した報償金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 報償金の申請に不正があったとき。

(2) その他不相当と認められる事実があったとき。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則 この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。